



公共建築物における木材利用の推進について

2023.11.08



国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

木材利用推進室 佐藤 靖浩

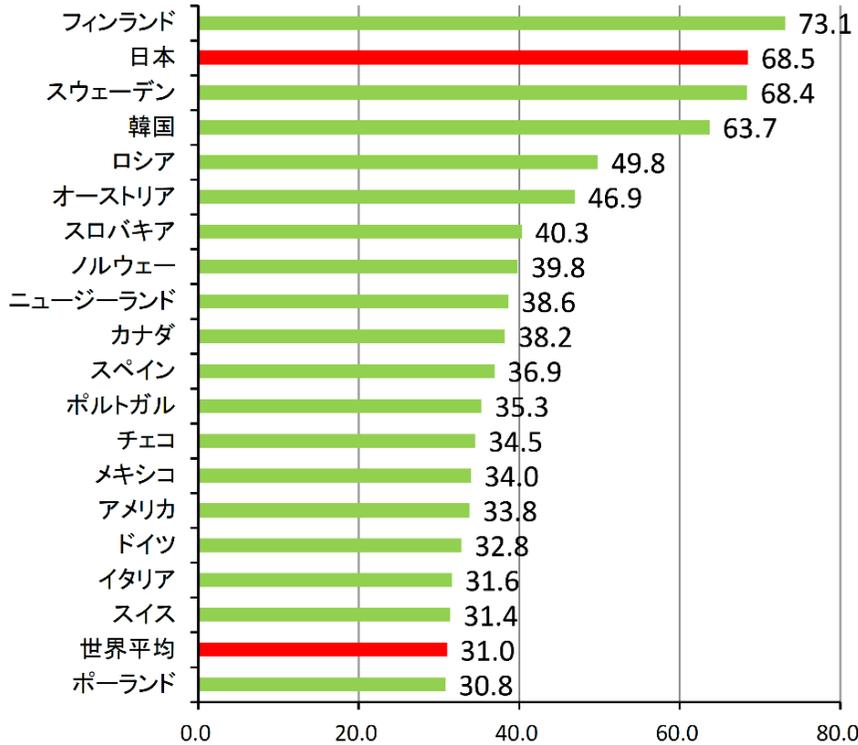
- 1 木材利用推進の背景
- 2 最近の制度改正に関する動き
- 3 国における公共建築物の木造化の状況
- 4 公共建築物における木造化の事例
- 5 国土交通省官庁営繕部における木造化の促進のための取組
- 6 その他（参考）

1 木材利用推進の背景

【背景】日本は森林資源大国

我が国は、先進国の中では世界有数の森林国で、国土の2/3を森林が占めている。

■ 主要国と比較した日本の森林率（国土面積に占める森林面積の割合）



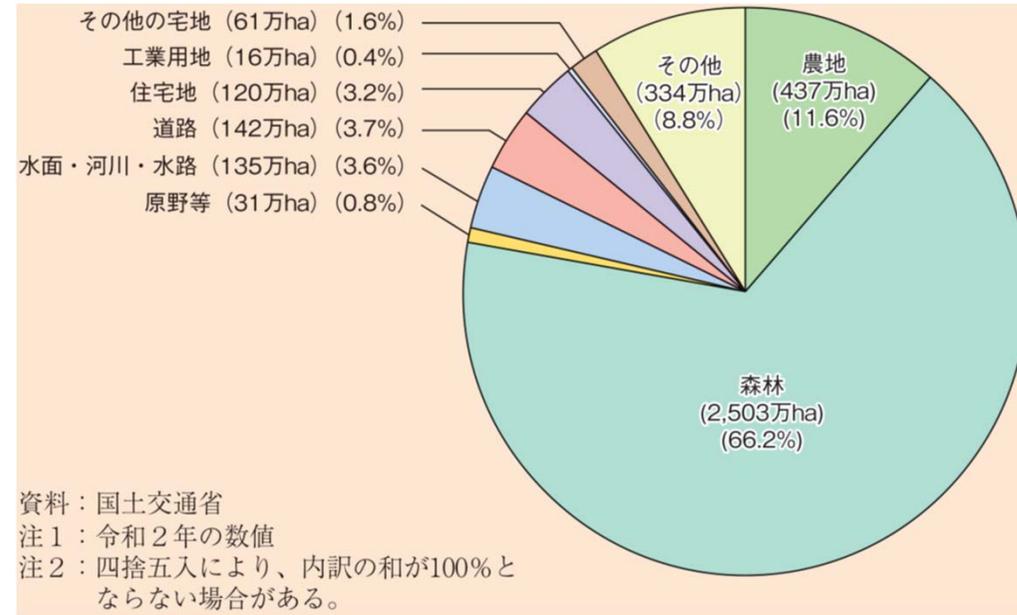
資料：Global Forest Resources Assessment 2015 (FAO)

※面積の算出方法が異なるため、国交省の森林率とは差がある。

(出典：林野庁)

■ 国土面積と森林面積の内訳

国土面積は約3,780万ha、内訳は下図のとおり



出典：国土交通省 土地白書(令和4年版)「令和3年度土地に関する動向」

【参考】都道府県別森林率・人工林率(平成29年3月31日現在)

(出典：林野庁のデータをもとに作成)



【背景】 木材利用の歴史

有史以来、木材需要の増大 → 森林資源の枯渇 → 伐採の制限・造林の繰り返し

関東大震災、戦中・戦後を経て、都市の不燃化、不燃の建築材料の利用が主流に

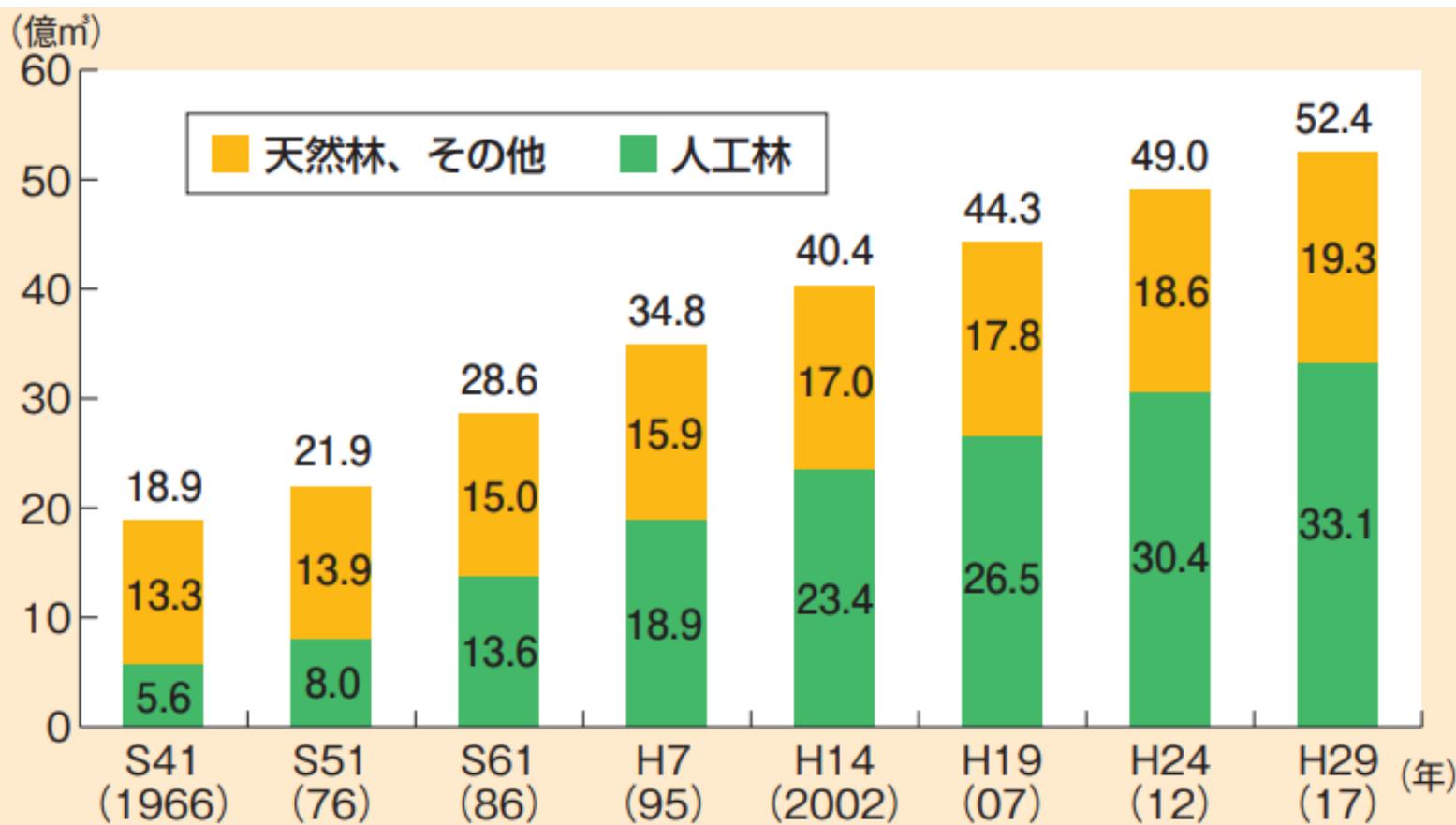
- 都市建築物不燃化の促進に関する決議 (昭和25年4月30日衆議院決議)
 - ・新たに建設する官公衙等は、原則として不燃構造とすること
- 木材需給対策 (昭和26年閣議決定)
 - ・都市建築物等の耐火構造化、木材消費の抑制、未開発森林の開発
- 木材資源利用合理化方策 (昭和30年1月21日閣議決定)
 - ・耐火建築の普及奨励を推進し国及び地方公共団体は率先垂範すると共にその建築費用の低下を図るため構造部材の規格化と設計の標準化の施策を推進すること

など

【背景】日本の森林資源の現状①

日本の森林蓄積量は、直近約50年の間に約2.8倍（人工林は約5.9倍）に増加

日本の森林蓄積の推移



荒廃した国土から、豊かな森林へ



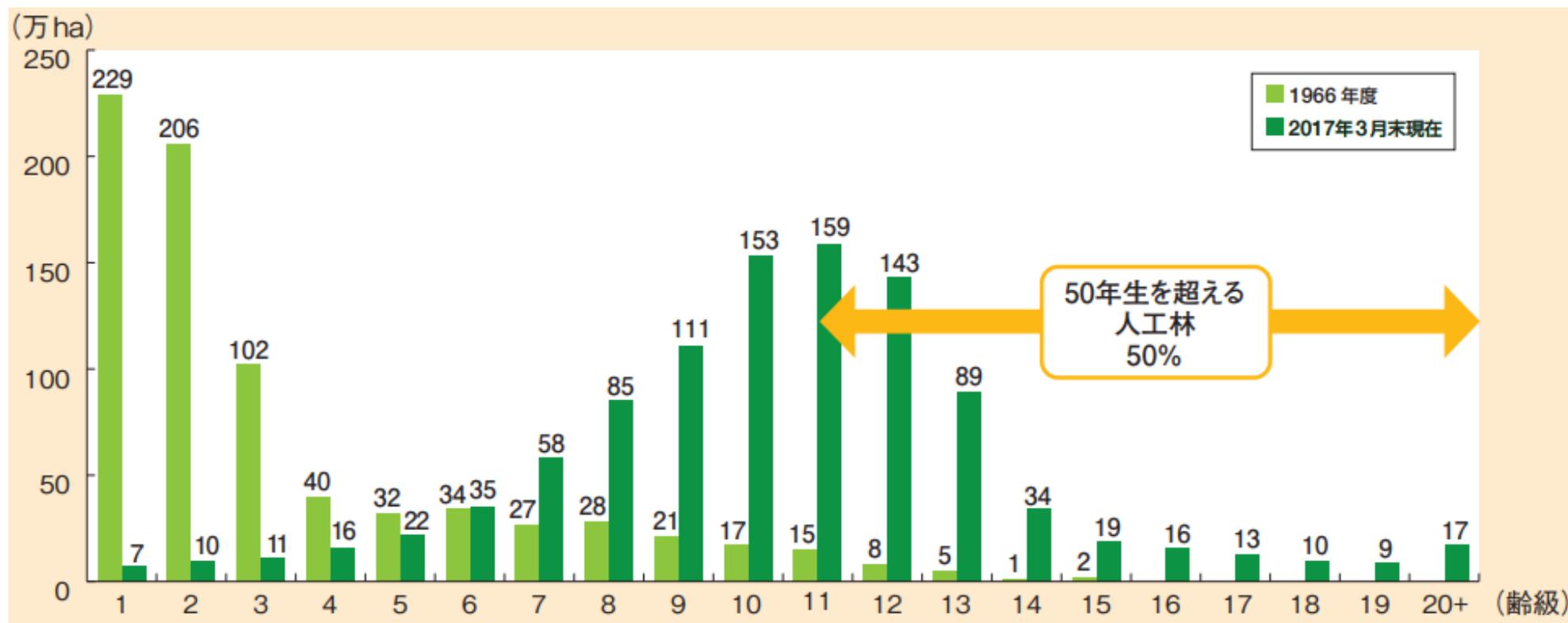
出典：林野庁

森林資源は、大幅に増加

【背景】日本の森林資源の現状②

- 多くの人工林が成熟して収穫期を迎えている一方、
- 長期にわたる林業生産活動の低迷に伴い、森林の中には手入れが十分に行われていないものもあり、また、森林は十分に利用されていない。

人工林の齢級別面積



注：齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1齢級」と数える。

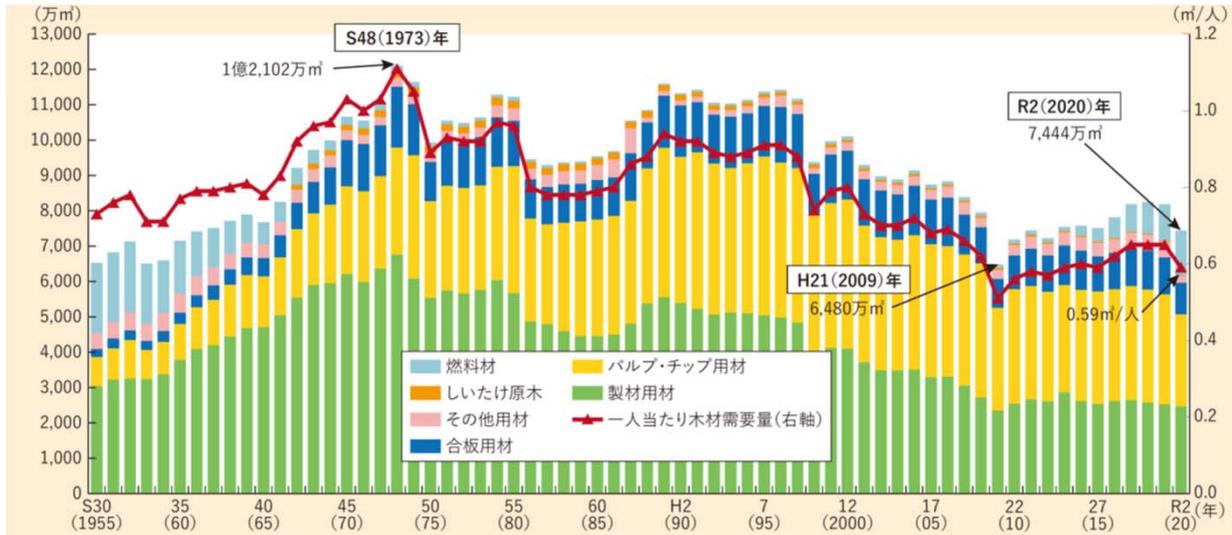
(出典：林野庁)

「育てる」時代から、「使う」時代へ移行

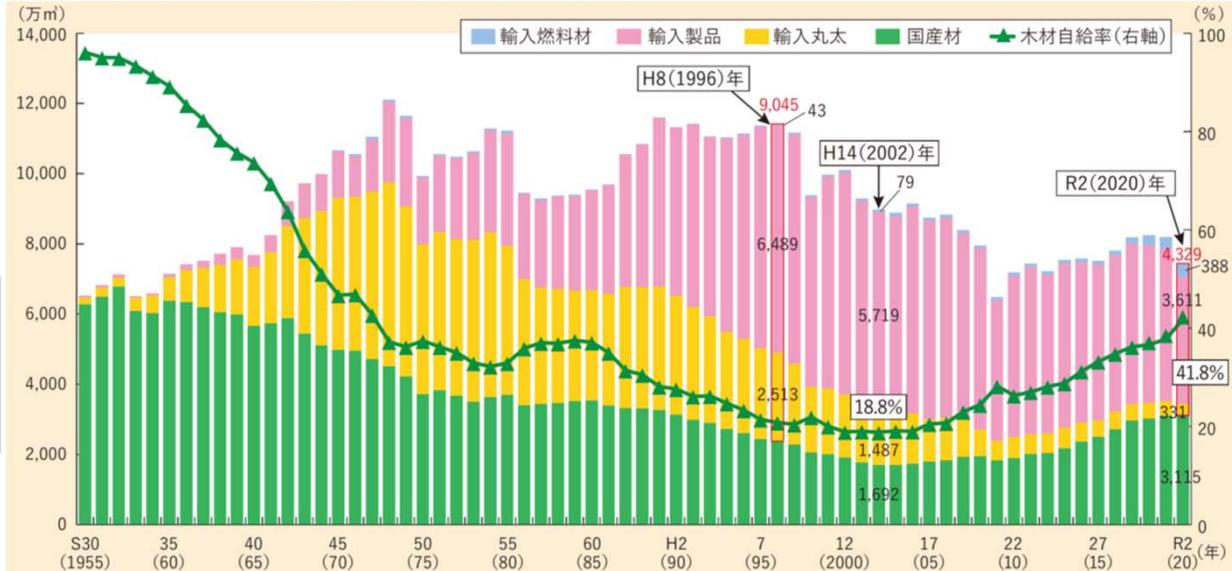
【背景】日本の木材需給

- 平成20年代以降木材需要は上昇傾向
- 輸入木材の供給量はほぼ横ばいに推移し、国産材の供給量が上昇傾向
→ 木材自給率が上昇
- 木材需要量全体のうち、建築用木材として使用される割合が高い「製材用材」と「合板用木材」が約半数を占める

木材需要量の推移



木材供給量と木材自給率の推移



**建築用木材の需要拡大は
木材全体の需要拡大に寄与し得る**

【背景】 森林資源の循環利用（イメージ）

○ 「植える→育てる→使う→植える」というサイクルを推進することで、健全な森林の造成・育成が図られるとともに、将来にわたる木材の利用が可能。

植林後、手入れされない場合



- ・（密集したままなので）
植栽された樹木は細く、根も発達しない
- ・下草が生えない
- ↓
- ・土壌が失われ土砂崩れが起こりやすくなる
- ・二酸化炭素の吸収量低下
- ・森林に関わる働き手減少、農山村地域の活力低下

バランスのとれた状態



- ・ 利用期を迎えた人工林について「伐って、使って、植えて、育てる」ことにより、炭素を貯蔵する木材利用の拡大を図りつつ、成長の旺盛な若い森林を確実に造成していくことが必要
- ・ 森林から搬出された木材を建築物等に利用することにより、炭素を長期的に貯蔵することが可能。

2 最近の制度改革に関する動き

○ 脱炭素社会の実現に資する等のための

関連URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/>

建築物等における木材の利用の促進に関する法律

(H22年制定、R3年改正 (令和3年10月1日施行))

略称・通称 : 都市^{まち}の木造化推進法

旧法律名 (H22~R3) : 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」

■ 目的 (第1条)

- 森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与
- 脱炭素社会の実現に資すること New

■ 基本理念 (第3条) New

- 森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られること
- 二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られること
- 山村その他の地域の経済の活性化に資すること

■ 国の責務 (第4条)

- 国は、自ら率先してその整備する公共建築物における**木材の利用に努めなければならない**

■ 地方公共団体の責務 (第5条)

- 地方公共団体は、その整備する公共建築物における**木材の利用に努めなければならない**

ここでの「公共建築物」とは…

(木材利用促進法 施行令第1条)

- ① 国、地方公共団体が整備する公共の用等に供する建築物
- ② 国、地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホーム等*

*学校、社会福祉施設 (老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院又は診療所、運動施設 (体育館、水泳場等)、社会教育施設 (図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所

■ 木材利用促進の日及び木材利用促進月間 (第9条)

New

- 国民の間に広く関心と理解を深めるため、木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月）を設ける

十月 + 八日 = 木



■ 基本方針 (第10条)

- 木材利用促進本部は、**建築物における木材の利用の促進に関する基本方針**を定めなければならない
- 木材利用促進本部は、**毎年1回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表**しなければならない

■ 都道府県・市町村における方針の策定 (第11,12条)

- 都道府県・市町村は、各区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる

■ 建築物木材利用促進協定 (第22条)

New

- 国・地方公共団体と事業者等は、情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定（建築物木材利用促進協定）を締結することができる

■ 建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策 (第23,24条)

- 国・地方公共団体は、木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める

■ 国の推進体制 (第25~28条)

New

- 農林水産省に、**木材利用促進本部**（本部長：農林水産大臣、本部員：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣）を設置 等

公共建築物等における木材の利用の 促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて、森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。
耐震性能や防耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

1 題名・総則の改正

(1) 題名・目的の改正 (題名、第1条)

- 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加

(2) 基本理念の新設 (新第3条)

- 木材利用の促進に関する基本理念を新設

(3) 林業・木材産業の事業者の努力 (新第6条第2項)

- 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定

(4) 木材利用促進の日・月間 (新第9条)

- 木材利用促進の日 (10月8日)、木材利用促進月間 (10月) を制定

2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

(1) 基本方針等の対象の拡大 (新第10条～第12条)

- 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大

(2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等 (新第13条)

- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等

(3) 建築物木材利用促進協定 (新第15条)

- 国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設
- 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援

(4) 強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等 (新第16条)

- 強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等

(5) 表彰 (新第31条)

- 国・地方公共団体による表彰

3 木材利用促進本部の設置 (新第25条～第30条)

- 木材利用促進本部を農林水産省に設置
(本部長：農林水産大臣、本部員：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

施行期日：令和3年10月1日 (附則第1条)

政府の基本方針(抜粋)①

建築物における木材利用の促進に関する基本方針 (令和3年10月1日決定)

※ 主に公共建築の整備に関する部分を抜粋

1. 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 国は、建築物における木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する
 - ・木造建築物の設計及び施工に係る**先進的な技術の普及の促進**、中高層の木造建築物又は大規模な木造建築物の**設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成** 等
 - ・公共建築物以外の建築物における木材利用に向けた取組を牽引し、都市等における木材利用の促進において、主導的な役割を果たすことが求められていることから、**自ら整備する公共建築物において、率先して木材の利用に努める**
- 地方公共団体は、都道府県方針又は市町村方針を作成することが期待される。地方公共団体は、**都道府県方針及び市町村方針**に基づき、**率先して、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組む**ほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、国の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

2. 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 木材の利用を促進すべき公共建築物
 - ①国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物
 - ②国又は地方公共団体以外の者が整備する①に準ずる建築物
- 計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、**木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進する**
(従来：建築基準法等の法令に基づく基準において**耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物** ⇒ 対象が拡大)
- ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものは除く。この判断は、施設を構成する個々の建築物に対して行う
- なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断する

政府の基本方針(抜粋)②

※ 主に公共建築の整備に関する部分を抜粋

3. 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図る
- 高層・低層にかかわらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を促進する
- グリーン購入法の特定調達品目は、原則として全て、同法の基本方針に示された判断の基準を満たす

4. 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

5. 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

6. その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

- 一般流通材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要
- 公共建築物を整備する者は、計画・設計等の段階からLCCについて十分検討するとともに、利用者ニーズや木材利用による付加価値等も考慮し、総合的に判断した上で木材の利用に努める
- 劣化対策等の措置を適切に行った木造建築物は長期にわたり利用が可能であることを考慮

(注) この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

基本方針の概要

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材の利用の促進の意義

- 国産材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備等に寄与
- 木材は「カーボンニュートラル」であり、調湿性等に優れるほか、心理面・身体面・学習面等での効果も期待される資材
- 非住宅建築物や中高層建築物の木造化等を促進することにより、脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に貢献

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

- 各主体の取組
国、地方公共団体、事業者、国民による、基本理念を踏まえた取組
- 関係者相互の連携・協力
- 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立
林業・木材産業の事業者による木材の安定供給、適切な伐採・再造林等
- 国民の理解の醸成

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- CLTや木質耐火部材等の普及
- 木造建築物の設計・施工に関する先進的技術の普及
- 中大規模木造建築物の設計・施工に関する情報提供と人材育成のための研修等
- 建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報の提供
- 優良事例等の取りまとめ、木材利用の効果の調査研究及び定量的・客観的評価手法の開発・普及

2 住宅における木材の利用の促進

- 住宅の設計に関する情報の提供、担い手の育成等

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

- 事業者等に対する協定制度の積極的な周知
- 締結の判断基準（法の目的・基本理念・基本方針等との整合）
- 協定に基づく取組を支援することにより木材利用を促進

4 公共建築物における木材の利用の促進

- 公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物等への波及効果も期待
- 国・地方公共団体等の公共建築物の整備主体は、コスト・技術面で困難な場合を除き、積極的に木造化を促進
- 木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む）の採用も検討しつつ木造化を促進
- 木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進
- CLTや木質耐火部材等を含む木材の利用に努める

5 規制の在り方の検討等

- 安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材利用の推進のための建築基準の更なる合理化等

6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

- 公共建築物における木材利用、ホームページやパンフレット等による積極的な国民への普及啓発
- 木材利用促進の日（10月8日）・木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発、国民運動化、顕著な功績のある者の表彰

基本方針の概要

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- コスト・技術面で困難な場合を除き、**原則木造化**
- 国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、**内装等の木質化を推進**
- 製材等のほか、**C L T**や**木質耐火部材**等の活用、**部材単位の木造化等の技術活用**を検討
- 木材を原材料とする**備品**や**消耗品**、**木質バイオマス**を燃料とする**暖房器具等の導入**の推進

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

- 各省各庁の長は、各省計画に、公共建築物における木材の利用の方針（木造化及び内装等の木質化等）、木材の利用の目標（木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を推進する公共建築物の部分等）、推進体制等を記載

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

- 林業従事者、木材製造業者等は、木材の利用が促進されるように**木材の適切かつ安定的な供給**に努める

2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

- 木材製造の高度化に関する計画の内容（目標及び内容、木材製造の高度化の実施期間、必要な資金の額及びその調達方法）

3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

- 国・地方公共団体は、**C L T等の建築用木材**について、**製造に係る技術**、**製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及**を促進

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項

- 地方公共団体は、都道府県方針等において、木材利用の促進のための施策を具体的に記載
- 都道府県又は市町村以外の者が整備する建築物について、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

- 建築物の**ライフサイクルコスト**への影響と**木材利用の意義や効果を総合的に判断**
- 設計上の工夫により、**ライフサイクルコストを適正化**
- 木質バイオマスを燃料とする暖房機器等の導入にあたり**維持管理コスト**等も考慮

3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

- 地方公共団体は、関係部局横断的な**木材利用促進連絡会議**を設置するよう努める

木造化・内装等の木質化

基本方針における「木造化」と「内装等の木質化」の定義

○ 木造化

- ・ 場面 …… 建築物の新築、増築又は改築
- ・ 木材を利用する部分 …… **構造耐力上主要な部分**である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の**全部又は一部**

■ 構造耐力上主要な部分 ≠ 主要構造部

・ 主要構造部

主に火災に対する安全について規定

壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、**建築物の構造上重要でない**間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する**建築物の部分を除く**(建基法2条)

・ 構造耐力上主要な部分

主に各種荷重に対する安全について規定

基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)**で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの**をいう。(建基法施行令1条)

■ 構造耐力上主要な部分の**全部又は一部**に木材を利用

必ずしも全てを木材で整備しなければならないものではない

- ・ 全部… (純)木造
- ・ 一部… 木造と非木造の混構造等

○ 内装等の木質化

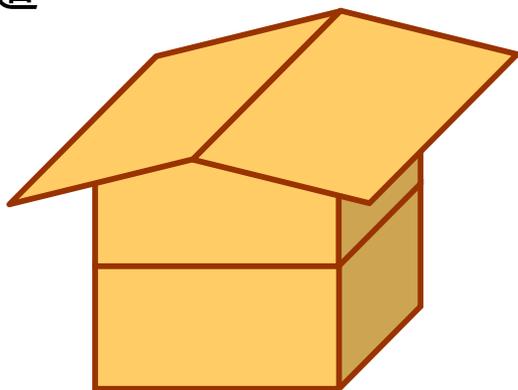
- ・ 場面 …… 建築物の新築、増築、改築又は模様替
- ・ 木材を利用する部分 …… 天井、床、壁、窓枠等の**室内に面する部分**及び**外壁等の屋外に面する部分**

木造と非木造の混構造(イメージ)

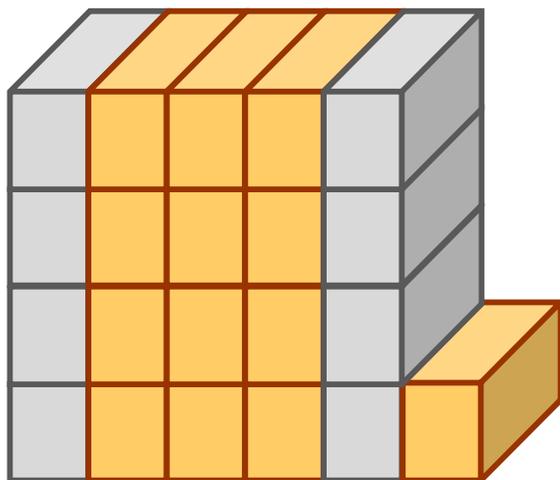
 : 木造部分、木構造部材

 : 非木造部分、非木構造部材

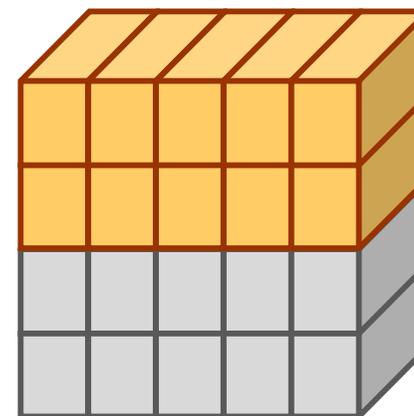
○ 純木造



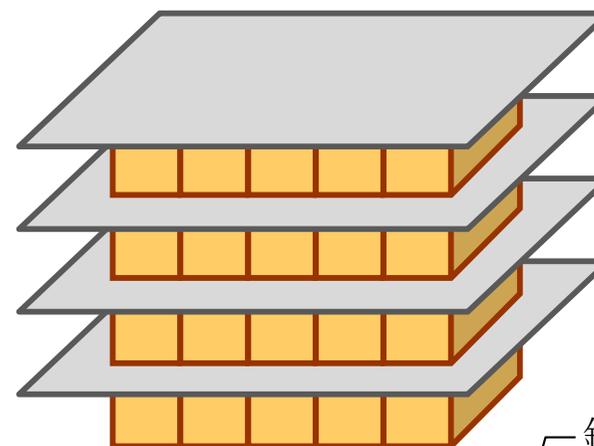
○ 平面混構造



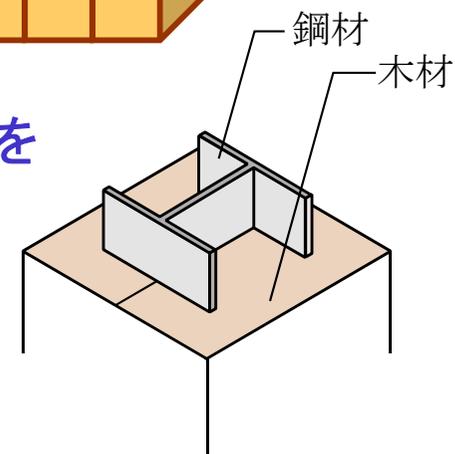
○ 立面混構造



○ 部材単位の混構造



○ 木質ハイブリッド部材を用いた構造



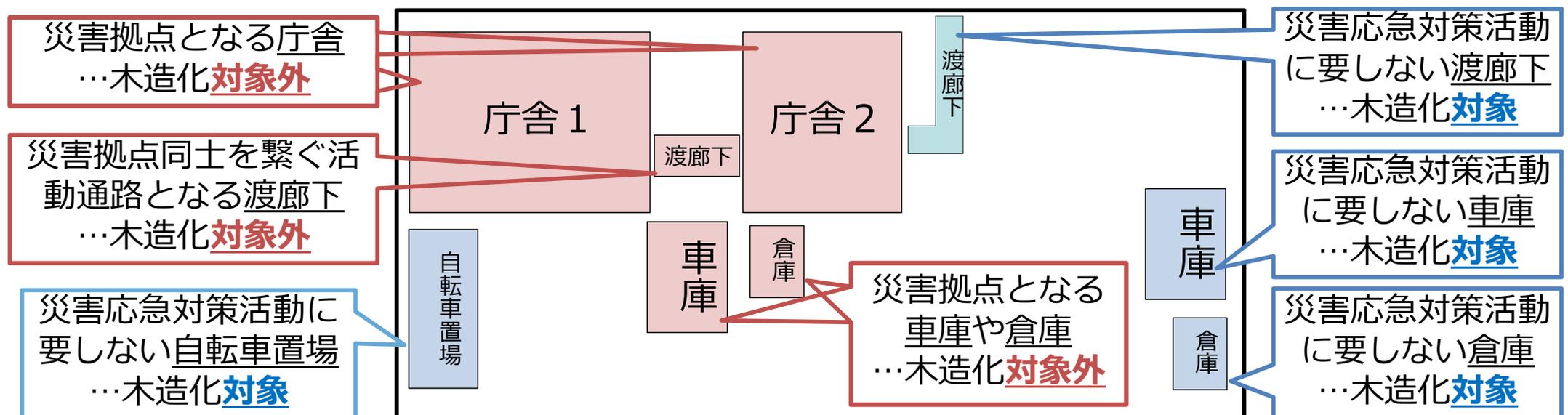
積極的に木造化を促進する公共建築物

○基本方針に示された、木造化になじまない施設 （「積極的に木造化を促進する公共建築物」から除かれるもの）

- ① 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ② 刑務所等の収容施設
- ③ 治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ④ 危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ⑤ 博物館内の文化財を収蔵し、又は展示する施設

※ 施設を構成する個々の建築物で木造化対象かどうかを判断

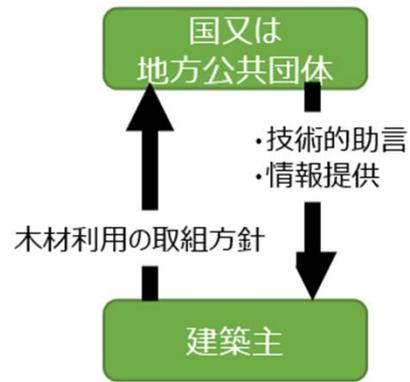
【例】 災害対策拠点となる施設における木造化の対象となる建築物のイメージ（①のケース）



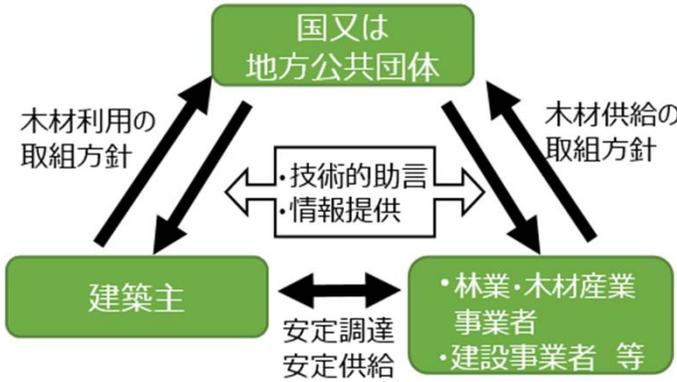
木材利用促進協定

建築物における木材利用を促進するために、建築主である事業者等と国又は地方公共団体が協定を結び、木材利用に取り組む制度。川上と川中の事業者が協定に参画することで、地域材の利用促進にもつながることが期待。

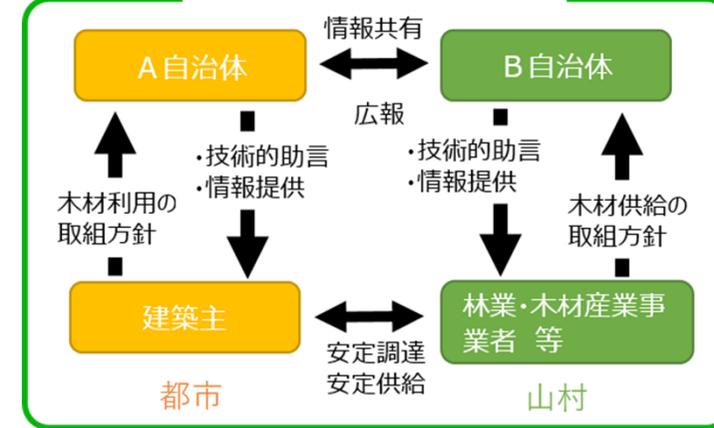
① 2者協定



② 3者協定



③ 都市／山村連携型



国土交通省が締結した建築物木材利用促進協定

No.	協定の名称	対象区域	有効期間	参加者氏名 (団体の名称)
1	木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定	全国	令和3年11月20日から 令和7年3月31日まで	・公益社団法人日本建築士会連合
2	大工技能者の育成と地域工務店等による木材利用に関する建築物木材利用促進協定	全国	令和4年3月9日から 令和7年3月31日まで	・全国建設労働組合総連合 ・農林水産省
3	建築大工等人材育成と地域工務店等による国産材利用に関する建築物木材利用促進協定	全国	令和4年5月31日から 令和7年3月31日まで	・一般社団法人JBN・全国工務店協会 ・農林水産省
4	中高層・大規模耐火木造建築の普及に関する建築物木材利用促進協定	全国	令和4年5月31日から 令和7年3月31日まで	・一般社団法人日本木造耐火建築協会 ・農林水産省
5	異業種・異分野・産官学民連携による脱炭素化及び地域活性化に資する優れたデザイン等の建築物における木材利用促進協定	全国	令和5年6月5日から 令和8年3月31日まで	・一般社団法人ウッドデザイン協会 ・農林水産省 ・経済産業省 ・環境省

公共建築物における木材利用促進について

最終更新日 2022年4月12日

 印刷する

横浜市では、平成22年5月に公布された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、平成26年度に「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、木材利用を促進しています。

令和3年6月に同法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、対象が民間建築物を含む建築物全般に拡大されました。これにより、横浜市も新たに「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、引き続き公共建築物において木材利用を推進していきます。

横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針

方針の概要

■ 取組

公共建築物において、木材の利用に取り組む

民間の建築物に対して、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める

■ 市が整備する公共建築物

- 公共建築物において、積極的に木造化を推進する。（公園内の施設、コミュニティハウス、保育所等）
- 市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進する。（エントランスホール、受付、ロビー、廊下（腰壁・床）等）
- 使用する木材は、可能な限り神奈川県産木材・地域材

※地域材：関東甲信地方に属する都県及び静岡県で生産された木材

※材の確保が困難な場合は国産材

■ 公共建築物 木製製品等の利用・先進的な技術の普及等

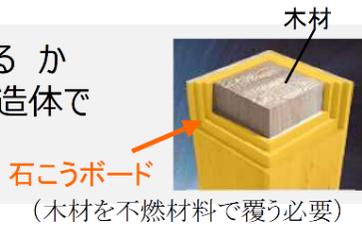
横浜市HPより

木材利用の促進に関する主な改正内容

- 防火規制の合理化 (施行時期：公布日から2年内)
 - 大規模建築物について、大断面材を活用した建築物全体の木造化や、防火区画を活用した部分的な木造化を可能とする
 - 防火規制上、別棟扱いを認め、低層部分の木造化を可能に
- 構造規制の合理化 (施行時期：公布日から3年内)
 - 二級建築士でも行える簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲の拡大等

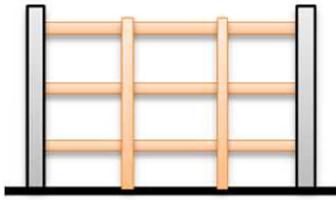
3000㎡超の大規模建築物の 全体の木造化の促進

(現行) 耐火構造とするか
3000㎡毎に耐火構造体で
区画する必要あり



新たな木造化方法の導入

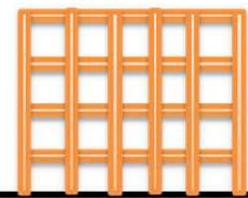
外壁などは高い耐火性能



(高さ16m・3階以下)

周囲への延焼を制御可能

細かな防火区画+
大断面材の使用



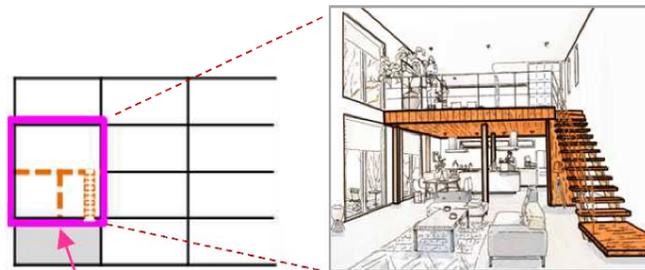
区画内で火災を抑制可能

大規模建築物における 部分的な木造化の促進

(現行) 壁、柱、床などの全ての部位に例外なく一律の耐火性能※を要求

※建築物の階数や床面積等に応じて要求性能を規定

防火上他と区画された範囲の
木造化を可能に



高い耐火性能の壁・床
で区画された住戸等

メゾネット住戸内の部分
(中間床や壁・柱等)を木造化
【区画内での木造化】

低層部分の木造化の促進 (防火規制上、別棟扱い)

延焼を遮断する壁等を設ければ、
防火上別棟として扱い
低層部分※の木造化を可能に

※3階建ての事務所部分等



高層部分
(現行)
3階建ての低層部にも
階数4以上の防火規制を適用
延焼を遮断する壁等

低層部分
木造化を可能に

【その他】 階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化 [政令・告示改正]

(例) 90分耐火性能等に対応可能な範囲を新たに規定 (現行は60分刻み (1時間、2時間 等))

現状・改正主旨

- 耐火構造の要求性能は、階数に応じて規定されている。
 - ※ 最上階から階数4以内 …… 1時間耐火性能
 - 最上階から階数5以上14以内 …… 2時間耐火性能
 - 最上階から階数15以上 …… 3時間耐火性能
- 木造の耐火設計は中層で多くみられるようになってきているが、階数5の建築物と階数14の建築物の最下層に関して同水準の耐火性能が要求されるなど、きめ細かな基準となっていないとの指摘。

改正概要

- 木造による耐火設計ニーズの高い中層建築物に適用する耐火性能基準を合理化し、中層建築物への木材利用の促進を図る。

現行

階数5の建築物と階数14の建築物の最下層に関して同水準の耐火性能を要求

改正

木造による耐火設計ニーズの高い中層建築物に適用する耐火性能基準の合理化
(階数5以上9以下の建築物の最下層について90分耐火性能で設計可能とする 等)

近年の防耐火関係規定の改正等

H26.8 ○ 耐火構造等の告示仕様の追加

木造の耐火構造の間仕切壁・外壁について例示。

H27.6 ○ 大規模の建築物の主要構造部に関する規制（法21条）

火災の拡大を3,000㎡以内に抑える壁等を設けることで、準耐火構造とすることが可能となった

○ 3階建ての学校等に関する規制の見直し（法27条）

天井の不燃化又は庇・バルコニーの設置など、区画を超えた早期の延焼を防止する措置を講じ設けることで、準耐火構造とすることが可能となった

H28.3-4 ○ 耐火構造、防耐火構造、防火構造の追加

国土交通大臣認定を受けた耐火構造等の壁の構造方法のうち、認定の実績が多く、一般に普及しているものについて、一般的な基準として追加。

○ CLT等の燃えしろ設計追加

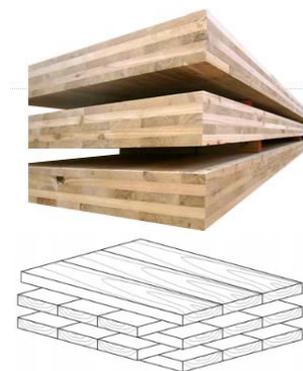
CLT/LVL/集成材厚板について、燃えしろ寸法等が示され、準耐火構造まで現しで建設可能となった。

H30.3 ○ 耐火構造等の告示仕様の追加

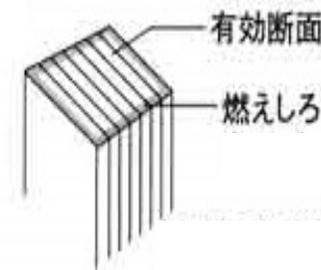
木造の耐火構造の柱・はり・床・屋根・階段について、例示。

R1.6 ○ 木材利用の推進に向けた規制の合理化

耐火構造等としなくてよい木造建築物の範囲が拡大し、中層建築物において必要な措置を講じることで性能の高い準耐火構造とすることを可能となった。



CLT



3 国における公共建築物の木造化の状況

木材利用の取組の概要

- 公共建築物における木材利用促進に向けた措置の実施状況を、毎年度公表。
- 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況、実施状況を踏まえて講ずべき措置等を取りまとめ。

※ 令和3年10月1日以降は「木材利用促進本部」において「建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況」を取りまとめ。（令和4年度分は令和5年3月30日）

1. 取組の内容

○ 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」（毎年12月頃）

（構成） 衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

2. 目標の達成状況

○ 木造化・内装等の木質化を行った事例



津軽白神森林生態系保全センター、
津軽森林管理署鱒ヶ沢外森林事務所
合同庁舎 【木造化】（農林水産省）



牡鹿半島ビジターセンター
【木造化】（環境省）



道の駅 掛合の里 情報施設棟
【内装等の木質化】（内閣府）



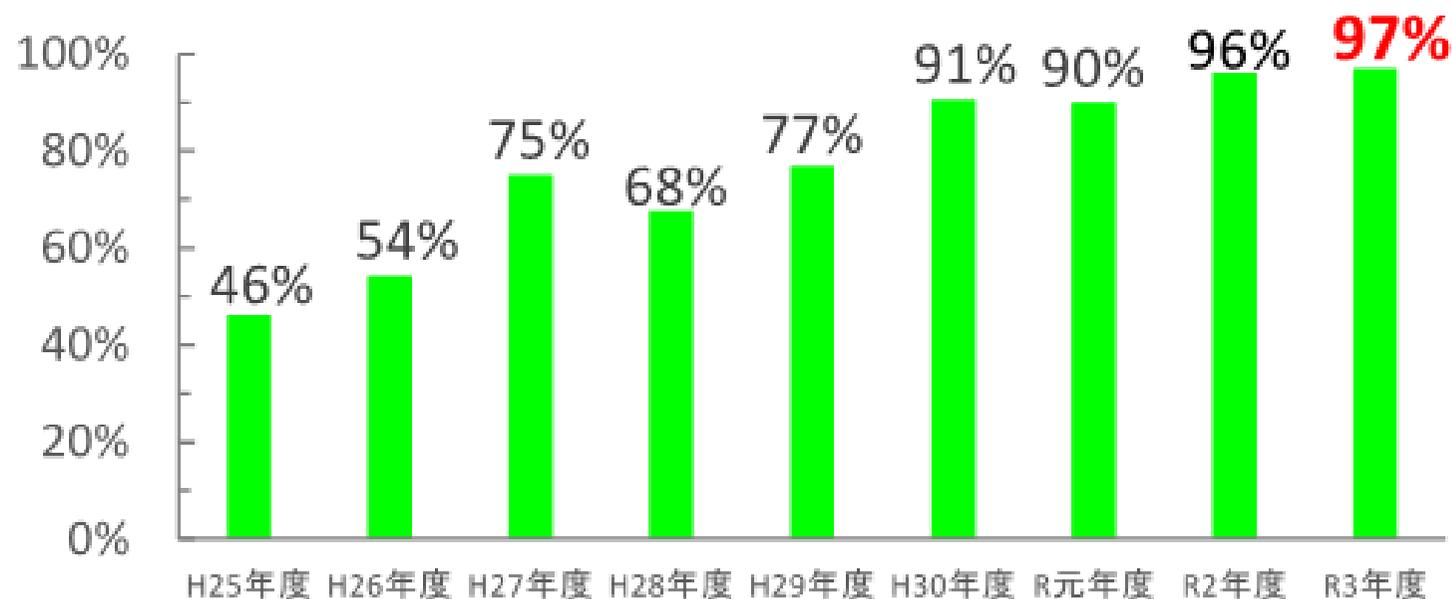
中央合同庁舎2号館
【内装等の木質化】（総務省）

木材利用実施状況(令和3年度)

国が整備する公共建築物での木材利用推進状況 (R3年度)

木造で整備を行った公共建築物	75棟	木造・木質化で利用した木材量	5,546m ³
内装等の木質化を行った公共建築物	177棟	うち、国産材使用量	3,421m ³

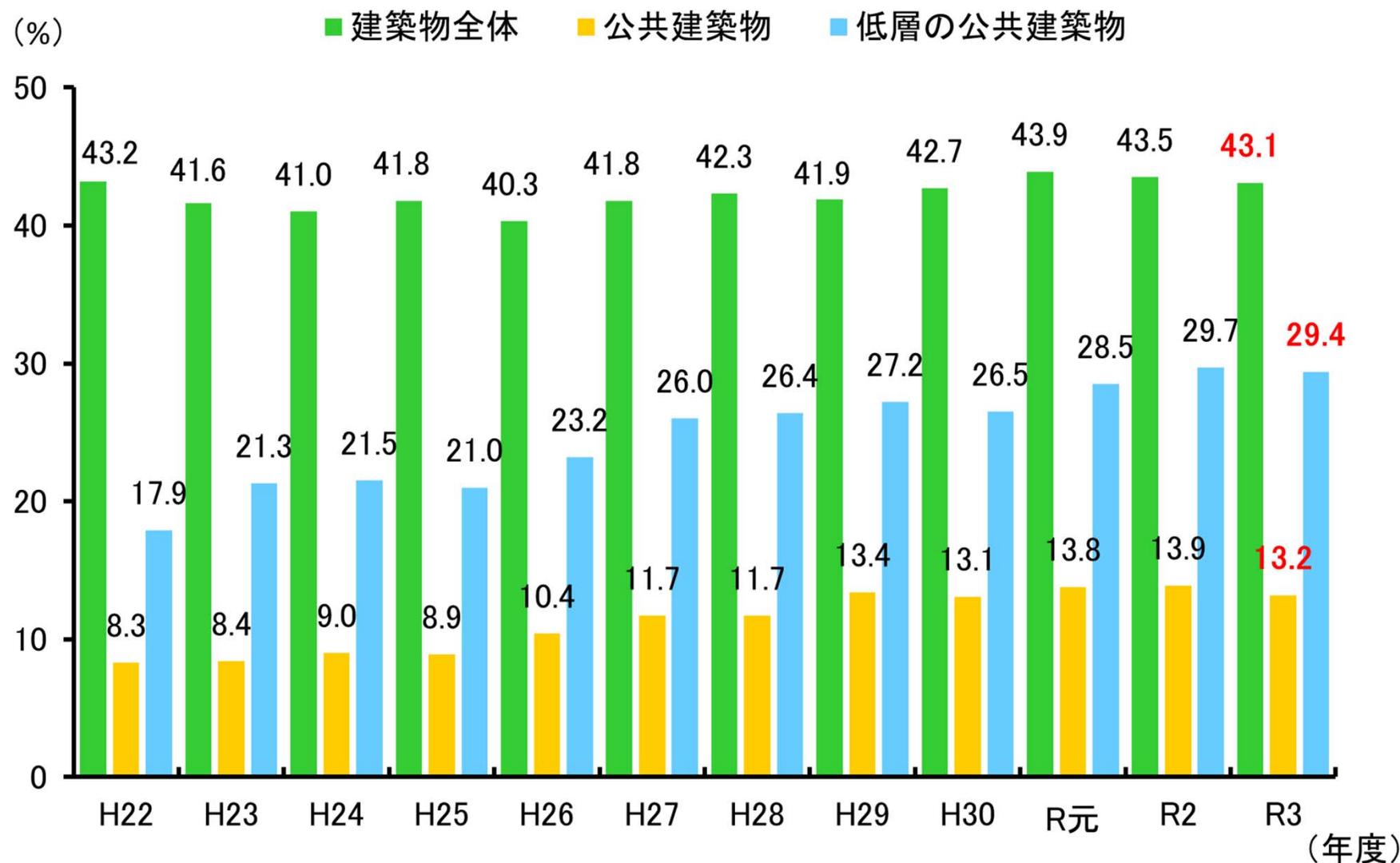
国が整備する公共建築物のうち積極的に木造化を促進するとされた低層の公共建築物の木造化率の推移※



※2 検証チームによる検証結果を踏まえた木造化率(H25年度は非公表の参考値)

$$\text{木造化した低層の公共建築物数} \div \frac{\text{検証結果を踏まえた積極的に木造化を促進するとされている低層の公共建築物数}}{\text{(令和3年10月に策定した基本方針の適用前に整備に着手したものであるため、従前の基本方針を適用)}} \times 100$$

建築物全体と公共建築物の木造率の推移



出典：林野庁

注1: 国土交通省「建築着工統計」を基に林野庁が試算。

注2: 木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものをいう。建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類している。

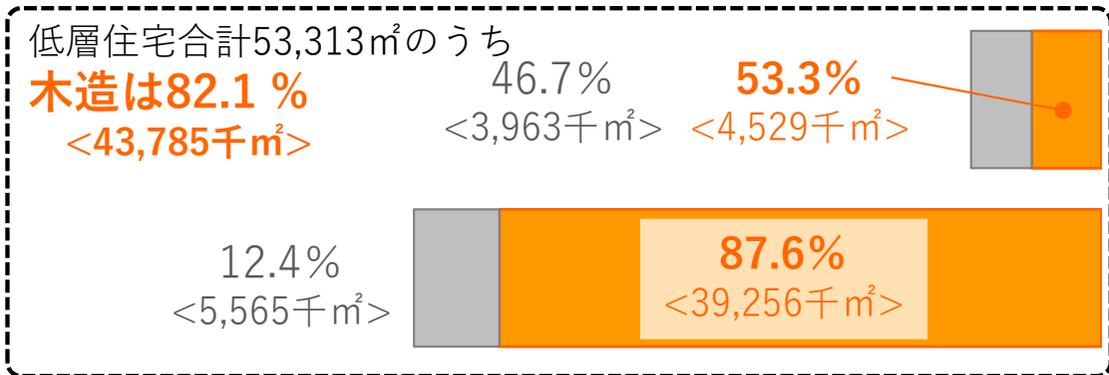
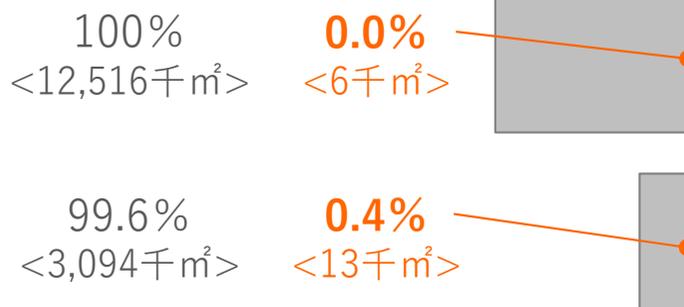
注3: 本試算では、「公共建築物」を国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関及び独立行政法人等が整備する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療、福祉施設等の建築物とした。また、新築、増築及び改築を含む(低層の公共建築物については新築のみ)。

○低層の住宅では木造が8割超を占めるが、中高層住宅や非住宅建築物では木造はまだ少なく、こうした未開拓領域での木造化を進めていくことが重要。

住宅

非住宅

木造
非木造



低層非住宅合計19,609㎡のうち**木造は14.3%**<2,807千㎡>

※住宅には「居住専用建築物」「居住専用準住宅」「居住産業併用建築物」を含む。

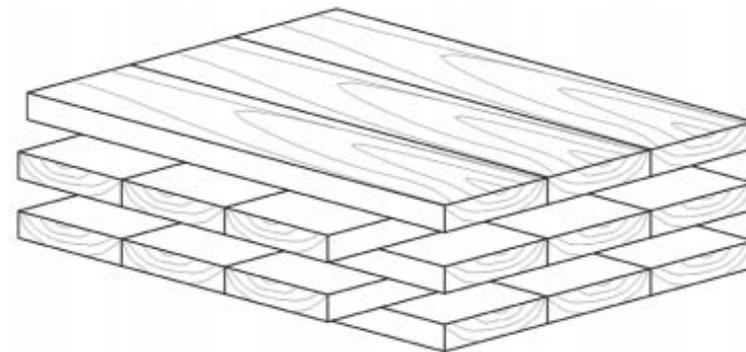
(R4年度「建築着工統計」)住宅局作成資料に加筆

出典：CLT協会

CLTとはCross Laminated Timberの略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料（厚みのある大きな板）

○ 沿革・特徴

- ・ 2013年12月にJASが制定、2016年4月にCLT関連の建築基準法告示が公布・施行
- ・ CLTは**構造躯体**としての機能の他、**断熱性**や**遮炎性**、**遮熱性**、**遮音性**などの複合的な効果、また、プレファブ化による施工**工期短縮**が期待。RC造などと比べた場合の**軽量**なため、基礎工事等が簡素化できる可能性がある。



<現状> コストの面で木造化が困難な場合がある。

2015年時点では、一般的な木材に比べて、単価が2倍程度。

令和6年までに、一般的な木材と同等までコストを下げることを目標としている。

CLTに係る政府の取組

CLTの普及に向けた 新ロードマップ ～更なる利用拡大に向けて～

令和3年度以降は、林業・木材産業の活性化による地方創生の推進や2050年カーボンニュートラル及びグリーン社会の実現に向けて、更なる利用拡大を目指すことを第一に、新ロードマップを策定し、関係省庁が連携して政府一体となって取り組んでいます。

(令和3年3月25日CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議(第11回)決定。)



出典：内閣官房HP

継続実施
新規実施

関連URL：
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cltmadoguchi/index.html#road_map

課題	取組事項	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目指す姿		
CLTの活用拡大	CLTの認知度が低い	CLTに関する情報の発信・CLTを用いた建築物の評価の向上	消費者・事業者等に向けたPR活動の展開	大規模イベント等における活用の促進	SDGs・ESG投資等への寄与の「見える化」等		国民にCLTの魅力やその活用の社会的意義などが広く理解される。		
		モデル的なCLT建築物等の整備の促進	モデル的・先導的建築物の建築、実証事業等の推進	先駆性の高い建築物・製品の顕彰制度の推進	公共建築物等への積極的な活用	CLT建築物を活かした街づくりの実証			
		コスト面の優位性が低い	まとまった需要の確保	公共建築物等への積極的な活用(再掲)	製造施設の整備(令和6年度末までに年間50万㎡のCLT生産体制を目指す)	CLTパネル等の寸法等の規格化に向けた連携体制の構築		規格化されたCLTパネル等の普及	CLT製品価格が7~8万円/㎡となり、他工法と比べコスト面でのデメリットが解消される。
		効率的な量産体制の構築	低コストの接合方法等の開発	低コストの接合方法等の普及	建築コスト関連の情報提供	S造やRC造等とのコスト比較等に関する情報の提供			
		需要に応じたタイムリーな供給を行えていない	安定的供給体制の構築	製造メーカー間の連携による安定供給体制の構築	製造メーカー間の連携による安定供給を推進				
	CLTの活用範囲が狭い	建築基準・材料規格の合理化	中層CLT建築物の構造計算等の合理化・普及	幅広い層構成の基準強度の設定等	告示の普及等	効率性の高い非等厚CLT等の規格の拡充	規格の普及	幅広い範囲の建築物、構造物等でCLTの活用が進む。	
			建築以外の分野での活用	土木分野で活用可能な製品の開発推進	土木分野での活用の実証				
		CLTの設計・施工等をしてもらえる担い手がみづかりにくい	設計者等の設計技術等の向上	設計者・施工者等に向けた講習会等の推進	設計者への一元的サポートの推進	設計・積算ツールの開発	設計・積算ツールの普及		CLT建築物の設計等を行うことの出来る設計者等が増加し、必要な設計者等を円滑に選定できる。
	設計等のプロセスの合理化	建築物の部材製造、設計、施工プロセスの一体的デジタル化の推進							
	担い手情報の提供	担い手に関する情報の積極的提供							
CLTの維持・管理の方法が分かりにくい	適切な維持・管理情報の提供	既存建築におけるCLT等の木質材料の維持・管理について分析・整理	CLT等の木質材料の維持・管理に関する留意点等の普及				建築主等の間で適切な維持・管理の方法が的確に理解される。		

4 公共建築物における木造化の事例

官庁営繕における木材利用事例(木造化)①

令和3年度完成



平城宮跡歴史公園第一次大極殿院 南門



森林技術・支援センター 庁舎



憲政記念館代替施設 屋外倉庫



会津森林管理署 湯野上・田島合同森林事務所

官庁営繕における木材利用事例(木造化)②

令和2年度完成



下越森林管理署 村上支署

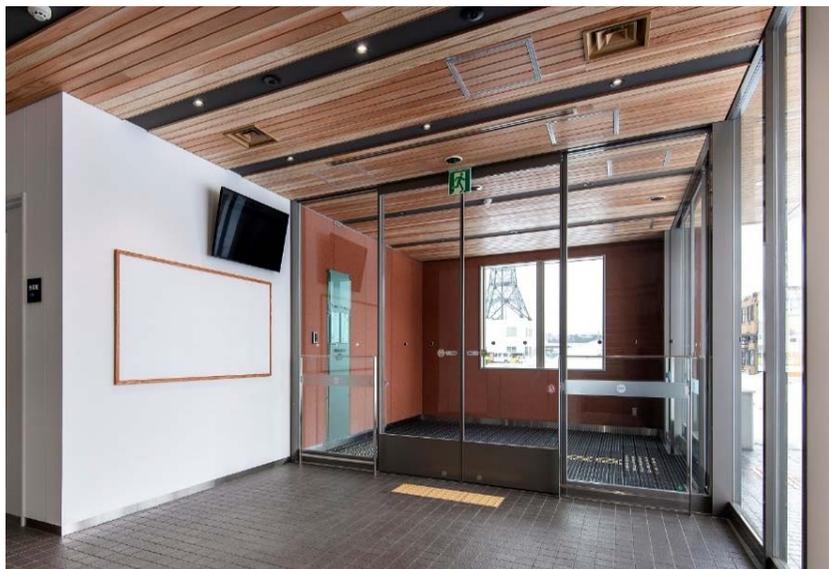
令和元年度完成



海上保安大学校 国際交流センター国際講義棟

官庁営繕における木材利用事例(内装等の木質化)

令和3年度完成



瀬棚海上保安署 (ホール)



会津森林管理署 南会津支署 (会議室)

令和2年度完成



高山合同庁舎 (ホール)

令和元年度完成



迎賓館赤坂離宮前休憩所

国の庁舎整備におけるCLTパネル工法

嶺北森林管理署

発注：国土交通省四国地方整備局

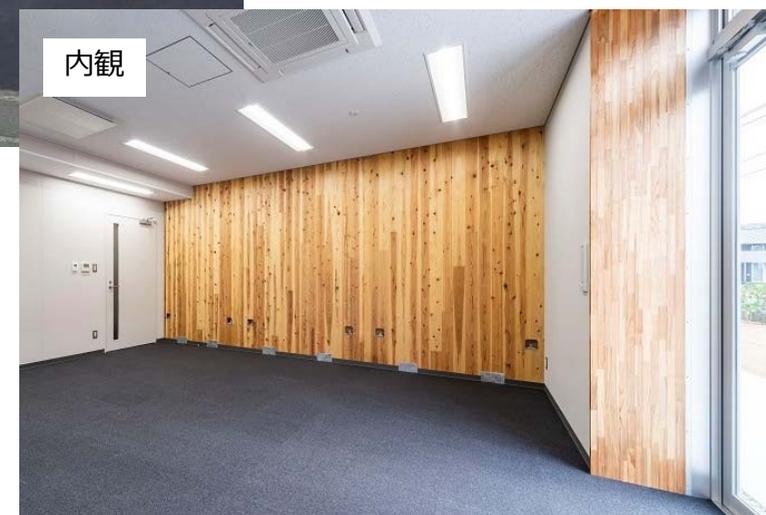
施設概要

施設名称：嶺北森林管理署
 計画地：高知県長岡郡本山町
 構造規模：木造2階建
 (CLTパネル工法)
 延べ面積：525 m²
 (平成31年2月完成)



外観

内観



- ・国の庁舎初の本格的なCLTパネル工法
- ・主要構造部は全てCLTパネルで構成
- ・軒・外壁・内壁のCLTは見えるように工夫
- ・外壁はガラスカーテンウォールを使用

国の整備におけるCLTの活用、耐火木造

- 構造材の一部にCLTパネルを活用。
- 官庁営繕事業で初の木造耐火建築物（1時間耐火構造）



施設概要

施設名称：中央合同庁舎第1号館南別棟
 計画地：東京都千代田区霞ヶ関
 構造規模：木造平屋建
 延べ面積：約250㎡
 （平成28年度完成）

※1時間耐火構造

耐力壁に薄型CLTパネル（Jパネル）を利用



1. 横浜税関南本牧埠頭コンテナ検査場（神奈川県横浜市）

延べ面積	[X線検査センター] 2,131m ² 、	[開披検査場] 2,259m ²
構造種別	[X線検査センター] RC造一部木造、	[開披検査場] S造一部木造
階数	[X線検査センター] 地上3階、	[開披検査場] 地上2階

2. 名古屋国税局東分庁舎（愛知県名古屋市）

延べ面積	3,600m ²
構造種別	S造一部木造
階数	地上6階

3. 今治労働総合庁舎（愛媛県今治市）

延べ面積	2,592m ²
構造種別	RC造一部木造
階数	地上4階

4. 下京税務署（京都府京都市）

延べ面積	5,523m ²
構造種別	RC造一部木造
階数	地上7階

5 国土交通省官庁営繕部における 木造化の促進のための取組

官庁営繕における木材利用促進の取組

- 官庁施設の木造化・木質化に用いる技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う
(各省各庁・地方公共団体と積極的に連携)
- 直轄の官庁営繕事業において木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進する

公共発注機関における木材利用のための環境整備

技術基準類の整備

- 新営予算単価
- 木造計画・設計基準
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 木造耐火建築物の整備指針
- 木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事監理に関する留意事項集

研修等を通じた人材の育成

木造化・木質化を図った官庁施設の整備

木造化

内装等の木質化



木材の利用に関する技術基準類の整備・普及

計 画

- **新営予算単価 (H24要求～)**

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_shineiyosantanka.htm

設 計

- **木造計画・設計基準、同資料 (H29.3)**

https://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_kijun.html#moku_kijun

- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項 (H27.5)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gutai_torikumi.html#moku_ryuuijikou

- 官庁施設における木造耐火建築物の整備指針 (H25.3)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gutai_torikumi.html

- 公共建築物における木材利用の導入ガイドライン (H25.7)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_torikumi.html#moku_guidelines

- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項 (H29.7)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gutai_torikumi.html#hozen_ryui

工 事

- **公共建築木造工事標準仕様書 (最新：令和4年版)**

https://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_kijun.html#shiyousyo_22

- 木造官庁施設の施工管理・工事監理に関する留意事項集 (R3.6)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gutai_torikumi2.html#moku_koujikanri

完 成

- 公共建築物における木材利用の取組に関する事例集 (H24.7, R2.7)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_torikumi.html#moku_jirei

https://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_torikumi.html#moku_jireiR2

保 全

- 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き (H28.12)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html

● : 国の各府省庁が官庁営繕事業を統一的に実施するための**統一基準**

青字 : 国土交通省官庁営繕部において制定等を行った技術基準等

- 官庁施設のうち木造の建築物の設計に関し、必要な技術的事項及び標準的手法を定める。
(特に、事務所用途の建築物に関する事項について充実化し規定。)
- 最新法令等への対応 (H29時点)、CLTパネル工法にも対応。

構成

- ①総則 ②建築計画 ③建築構造の設計 ④建築部位の設計 ⑤建築設備の設計

基準のポイント

- 耐久性 施設を50～60年を目安として使用することを目標とし、腐朽・シロアリ対策として、通気構法の採用、高耐久樹種の使用、木材の薬剤処理等を規定。
- 防耐火 防耐火の規定を満足しつつ、木材を構造体及び内装、外装に使用することのできる手法（燃えしろ設計、不燃化木材の使用等）を列挙。
- 構造計算 事務所用途の荷重に対応するため、原則として、構造計算を行う。
- 構造材料 構造計算を行うため、構造体に用いる木材は原則としてJAS材等とする。

1. 「積極的に木造化を促進する建築物」の範囲拡大に伴う改定

- 低層に限らず中層以上の建築物を含めて幅広く適用可能な基本的な内容を記載。
- 防耐火構造や混構造に関する記載を拡充するほか、資料に木造化手法を例示し、耐火建築物や中層以上の建築物を合理的に木造化する手法を示す。

2. 制度改正や技術動向を反映させる改定

- 建築基準法の防耐火規制の合理化等、前回の基準改定（平成29年3月）以降の関係法令の改正内容を反映。
- 材料、工法等に関する技術動向を反映。

3. 内装等の木質化に関して記載するための改定

- 資料に、効果的な内装等の木質化手法を例示。

4. 関連する技術基準との整合を図る改定

- 法令や学会基準等によるものは指さし等によることとし、基準の記載内容は、官庁施設の計画及び設計において、付加的に求める内容及び留意すべき事項に限定。

5. 資料中の図表の改定

- 防耐火構造や混構造に関する図表等を追加するとともに、法令や他の基準を参照すれば足りるものを削除。

公共建築木造工事標準仕様書 (最新:令和4年版)

- 国等が行う木造建築工事に関し、品質及び性能の確保並びに施工の合理化のため確保又は遵守すべき**標準的な品質、性能及び施工方法**を示したもの（**統一基準**）

1. 適用

○建築物

木造建築物（建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎くいを除く。）の全部又は一部に木材を用いる建築物）

→ 低層で小規模の許容応力度計算を行う建築物を想定（**耐火建築物は対象外**）丸太組構法を除く。）

○工事

軸組構法（壁構造系）・軸組構法（軸構造系）・枠組壁工法・丸太組構法・CLTパネル工法

に係る新築・増築の建築工事

（公共工事標準請負契約約款に準拠した契約書により発注される工事）

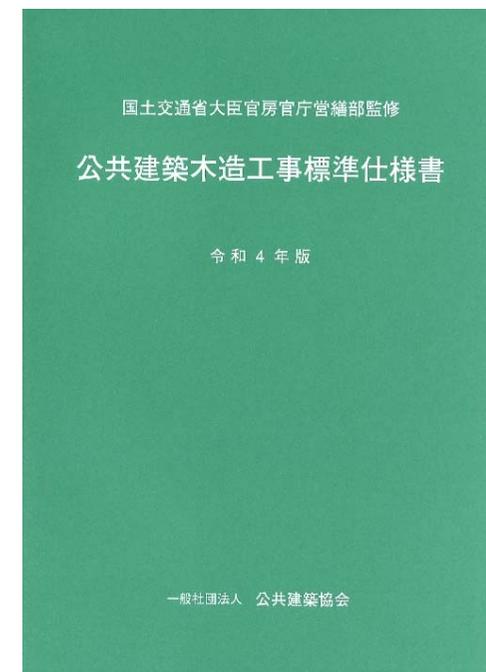
※本仕様書が工事請負契約における契約図書の一部となることを目的として作成

○全国で実施される工事において必要な品質及び性能を確保するため、

- ・規格が統一又は標準化
 - ・信頼性及び耐久性を有する
 - ・全国的な市場性
 - ・特定の企業等に限定されない 等
- を考慮して、材料・工法等を規定

2. 使用上の注意

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）と併用することを前提として、木造建築に特有の内容に絞ったコンパクトな構成とした。



都道府県及び政令市における**本仕様書の使用率 86%**
(平成29年2月 官庁営繕部しらべ)

CLTパネルによる袖壁を用いた中規模庁舎の試設計例

関連URL : https://www.mlit.go.jp/gobuild/gutai_torikumi2.html

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日、木材利用促進本部決定）

- ・公共建築物の整備においては、コスト・技術面で困難な場合を除き、積極的に木造化を促進。
- ・木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む）の採用も積極的に検討。

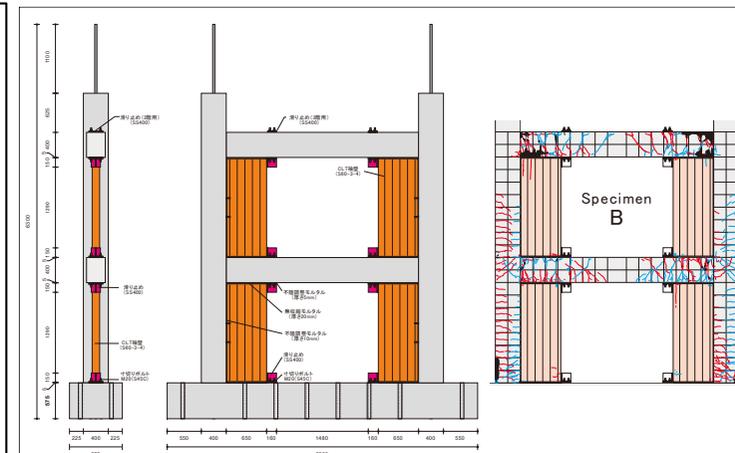


令和3年度の検討

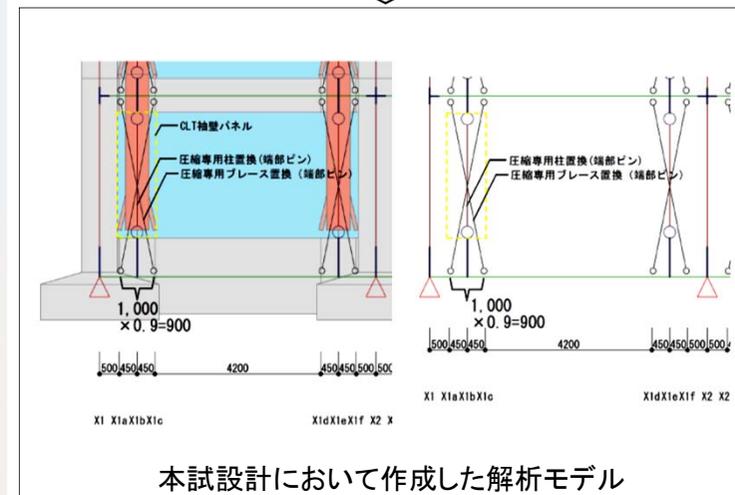
- 中規模庁舎における木造化を図る上での多様な整備手法のうち、公共発注においても活用可能な手法の一つとして、「CLT袖壁（国総研型）」※等を採用した中規模庁舎に関する試設計を実施。

※ 国土技術政策総合研究所（国総研）において実施された実験及び解析検証に基づく。

- 市販の一貫構造計算プログラム（非認定）を利用して構造計算を行い、その際の留意点等を確認。



国総研による架構実験



本試設計において作成した解析モデル

○ 試設計の概要

① 構造・規模の想定条件

- ・ RC造（一部にCLT袖壁（国総研型）等を併用）
- ・ 4階建程度、約3,000㎡の中規模庁舎

② 使用する主なCLTパネル

- ・ パネル厚さ：210mm（7層7プライ）
- ・ 樹種：ヒノキ

③ 構造計算ルート：鉄筋コンクリート造のルート3

（保有水平耐力計算）



CLT袖壁
（国総研型）

○ 構造評定の取得

- ・ 保有水平耐力計算による構造設計方法に関するプラン限定の一般評定を取得（（一財）日本建築センター、評定番号：SS0046-01）。

※ 確認審査及び構造計算適合性判定は実施していない。

○ 概算工事費

建物本体にかかる建築工事部分の直接工事費の概算額は、15万円/㎡程度。

純RC造の場合と比較して約11%の増額（令和4年1月～3月時点の材料価格等により算出）。

※ 本試設計を参照する際の主な留意点

- ・ 本試設計で用いた解析モデルは一定の条件での架構実験に基づき作成したものであり、構造評定は、この解析モデルを適用できる範囲（構造・架構形式、スパン、階高等）で作成した試設計のプランに限定して取得したものである。
- ・ 実際の建築確認に際して、架構実験に基づき本試設計で用いた解析モデルを参考に構造計算を行おうとする場合は、その適否について建築主事等に事前に協議することが必要である。

6 その他（参考）

中大規模木造建築ポータルサイト・データベース

ポータルサイト: <https://mokuzouportal.jp/index.html>

データベース: <https://www.daimoku.jp/>

中大規模木造建築ポータルサイト
～中大規模建築を木でつくるための技術・情報集約サイト～

ご利用アンケートにご協力ください

文字サイズ ●標準 ●拡大

気になるワードを検索する

検索

ホーム | ポータルサイトについて | 中大規模木造建築入門ガイド | 設計技術情報 | 動画情報 | 講習会情報 | 担い手・サプライチェーン情報 | 補助金・表彰制度情報 | よくある質問 | 相談箱 (※登録者限定)

ログイン

メールアドレス

パスワード

ログイン

登録内容の確認・変更はこちら

マイページ

新規登録

各種情報の掲載マニュアル PDF:121KB

強度と美しさ
STROO9



- ### 新着情報
- 2022/09/12 **オンライン木造建築講座 3 回目**
講習会情報の登録
※開催日時: 2022年10月18日 (火) 19:00~20:30
※申込締切: 2022年10月14日 (金) 【先着順】
 - 2022/09/09 **<安井昇> オフィスの木造化・木質化への挑戦 Case of team Ti mberize/MOCTIONセミナー/2022.1.28**
動画情報の登録
 - 2022/09/05 **実物件から学ぶCLT建築講習会**
講習会情報の登録

- ### 分類別人気BEST10コンテンツ (過去7日間)
- | 設計技術情報 | 動画情報 | 講習会情報 | 補助金・表彰制度情報 |
|---------------------------------------|------|-------|------------|
| 1.木でつくる中大規模建築の設計入門 | | | |
| 2.高層木造ビル事例集 | | | |
| 3.モクレボ〜林産物に関するマンスリーレポート〜(令和4年8月No.11) | | | |
| 4.茨城県産材 中大規模木造建築物促進マニ | | | |

豊富な各種情報へアクセス可能

先進事例を中心に事例を検索可能

中大規模木造建築データベース
～中大規模木造建築物等に用いる木質部材の供給、設計、施工に関する技術者等のデータベース～

ホーム | 木造部材から検索 | 建築事例から検索 | DBについて | 木質化の推進 | 委員会名簿 | リンク集 | CONTACT | サイトマップ

木造建築物から検索

木質化建築物から検索

上記いずれか一方のボタンをクリックしてください

木造建築物から検索

検索したい中大規模木造建築物がありましたら、次の条件から当てはまるものをクリックして、下の「検索」のボタンをクリックしてください。

延べ面積

床面積

高さ (最上階)

用途

建築所在地

公開権

検索

木質部材から検索 (絞り込み検索、AND検索)

お探しの木質部材の検索をクリックして、下の「検索」のボタンをクリックしてください。

木質部材の種類

検索

検索を閉じる

検索条件

用途: 事務所・庁舎

北海道

建築物

名称	株式会社イイトループホールディングス 新社屋
所在地	北海道 釧路市 下町 1-1-1
延べ面積 (㎡)	464.84
高さ (m)	4.70
用途	CLT / 木造
建築シート	建築事例から検索
公開権	公開権あり

建築物

名称	当麻町役場庁舎
所在地	北海道 釧路市 下町 1-1-1
延べ面積 (㎡)	2357
高さ (m)	4.70
用途	木造
建築シート	建築事例から検索
公開権	公開権あり

岩手県

建築物

名称	HOKUSHU THE HOUSE SHOP MORIOKA
所在地	岩手県 盛岡市 盛岡 1-1-1
延べ面積 (㎡)	1000
高さ (m)	4.70
用途	木造
建築シート	建築事例から検索
公開権	公開権あり

建築物の木造化・木質化事例、参考資料(林野庁HP)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/zirei_sankou/index.html



林野庁

English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す キーワードから探す Google 提供 検索

林野庁について お知らせ 政策について 申請・お問い合わせ 国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > 木材の利用の促進について > 建築物の木造化・木質化事例、参考資料

建築物の木造化・木質化事例、参考資料

更新日：令和4年10月31日

建築物の木造化・木質化事例

地方公共団体等が整備した公共建築物における木造化・木質化事例

- ▶ 中大規模木造公共建築物事例集（令和4年10月公表） **New!**
 一括版(PDF：11,088KB) 
 (1) 表紙～目次(PDF：830KB) 
 (2) 庁舎、ホール・体育館(PDF：2,806KB) 
 (3) 学校、保育園・幼稚園(PDF：3,898KB) 
 (4) 博物館・図書館・交流施設、道の駅、医療施設・福祉施設、住宅・宿舎、その他(PDF：5,355KB) 



- ▶ 公共建築物における木材利用優良事例（平成29年2月公表）
 (1) 北海道～群馬(PDF：4,557KB) 
 (2) 埼玉～岐阜(PDF：4,544KB) 
 (3) 静岡～山口(PDF：5,024KB) 
 (4) 徳島～沖縄(PDF：5,295KB) 
 New Wooden Public Buildings in Japan(PDF：3,317KB) 

公共建築物の木造率

○建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoyou.html>

よくある疑問

「木造は耐火が心配」

➡ 木造による耐火建築物ができるようになってきている。建築基準法の防耐火規定も木造・木造化をしやすいと合理化されつつある。

ただし、耐火被覆や防火区画が適切に処理されていることが重要。

- （要注意）・木材の被覆が連続していない
- ・区画貫通部が適切に処理されていない
- ・火災時に鉄骨の上昇温度が木材へ伝わる可能性 等

「木造はコストが高い」

➡ 木造と非木造の混構造を採用するなど、大幅なコスト増を防げる可能性もある。建物全体のうちどの部分を木造とし、効果的な木造化を図るかが重要。

- ・流通性の高い材料の採用
- ・防耐火規定の合理化を活用 等の工夫

「木造は耐久性が心配」

➡ 耐久性を確保するためには土壌や雨掛かりから離すことが重要。

- ・防腐・防蟻処理、定期的なメンテナンス
- ・雨水のはね返し対策 等

ご清聴ありがとうございました

[参考]国土交通省ホームページ

「官庁営繕における木材の利用の推進」

http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html